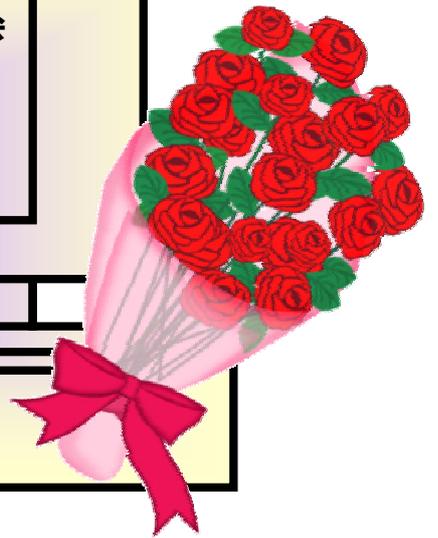


国分寺市自治基本条例案案に関する報告



国分寺市自治基本条例合同検討会

自治基本条例市民検討会(市民)
自治基本条例検討委員会(職員)



平成 17 年 4 月 22 日

国分寺市自治基本条例素案に関する報告書(合同検討会)

はじめに

平成14年8月以降、市長の呼びかけに応じて集まった市民有志と市長の委嘱を受けた職員により進められてきた自治基本条例の検討は、2年8か月を経てここに条例素案として結実しました。

この間、9回にわたる市民の皆さんとの意見交換・説明会、議会運営委員会・議会各会派、教育委員会などとの懇談会などを開催し、それぞれ貴重なご意見をいただきました。ここに改めて厚くお礼申しあげます。

自治基本条例は、昨今、地方分権の大きな流れの中で、自治体の“憲法”として先進的な自治体を中心に制定が進められています。したがって、検討にたずさわった私たちも、手探りの状態で進めざるを得ませんでした。そのような中で、私たちが目指したのは、主権者である市民の意思が活かされる市政、市民の意思による自主的、自立的に運営される市政、すなわち、真の市民自治の実現であります。そしてその実現のため、市民の知る権利の最大限の保障と、市政への市民参加と協働の推進をこの条例の基調に据えました。

また、この条例は、市の定める最高規範であり、全市民にかかわりをもつことから、できるだけ平易で簡潔な表現を心がけました。しかしながら、専門的な用語の使用も避けられなかったため、本報告書には考え方や用語の解説も付しました。市民へ周知いただければ幸いです。

本条例素案が、所定の手続きを経て、一日も早く議会に上程、議決されて、実施のはこびになることを願ってやみません。

平成17年4月22日

国分寺市自治基本条例市民検討会（市民）
国分寺市自治基本条例検討委員会（職員）

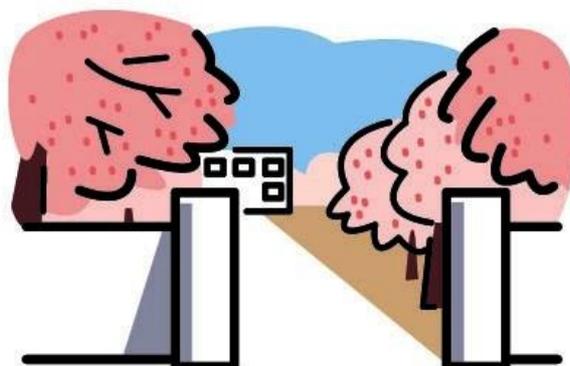


(仮称)国分寺市自治基本条例素案

(前文)

- 第1章 目的(第1条—第2条)
- 第2章 基本理念(第3条)
- 第3章 参加と協働(第4条—第11条)
 - 第1節 参加と協働(第4条—第9条)
 - 第2節 住民投票(第10条)
 - 第3節 自治推進市民委員会(第11条)
- 第4章 情報の共有(第12条—第14条)
- 第5章 議会の役割と責務(第15条—第17条)
- 第6章 執行機関の役割と責務(第18条—第24条)
- 第7章 市政運営の原則(第25条—第30条)
- 第8章 最高規範(第31条)
- 第9章 委任(第32条)

附 則



(前文)

私たちのまち国分寺は、国分寺崖線や湧水群、史跡武蔵国分寺跡、さらには新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある、緑豊かな住宅都市として発展を続けています。私たちは今、先人から受け継いだこのまちに住み、働き、学び、活動しています。そして、このまちを誇りにし、国分寺らしさを大切にしながら、福祉や環境、教育や文化、子育てなどさまざまな分野において新たな個性を創造し、“住み続けたいまち、ふるさと国分寺”のまちづくりを、自らの手で進めたいと思っています。

地域のことは市民自らが責任をもって決めていくことが市民自治の基本であり、自治体が自主性、自立性を確立、拡大することが地方分権推進の鍵であります。

私たちは、市民が主権者であり、国分寺市は市民の信託によって創られたものであることを確認し、平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し、情報の共有、参加と協働を通じ、真の市民自治を確立するため、ここに、国分寺市の最高規範として、自治基本条例を制定します。

【考え方】

- ① 市民が主権者として責任と誇りをもって行動し、人権が最大限尊重される自治を創造していくこと、国分寺の生き生きした自然を大切にすること、「まち」をさらに発展させていくことなどを宣言します。
- ② 立法趣旨、目指す姿勢を示す。目的、基本理念、その他を補強します。
 - *歴史、文化、湧水、緑などを大切にしつつ、これからの国分寺市の個性を協働で創造していきます。
 - *国分寺市の将来像は「住み続けたいまち」、「ひとりひとりの声が市政に生かされるまち」
 - *市民は市政への参加が自治を守り、すすめるものであることを認識し、その拡充に努めるものとします。
- ③まちづくりとは、市民と市が、人間らしい豊かな心と連帯を育てられる、より安全・快適で生き生きと暮らしやすい“まち”を目指す多様な活動をいいます。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、市民主権を基本とした市政運営を推進するため、参加と協働、情報の共有などについての仕組みと市の運営原則などを定めるとともに、国分寺市（以下「市」といいます。）における自治の基本理念を明らかにし、その実現を図ることを目的とします。

【考え方】

①「市」とは、自治体としての国分寺市を表し、議決機関および執行機関を含みます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、働き、学び、または活動する者をいいます。
- (2) 参加 市政へ市民の意思を反映させるため、政策の立案、実施および評価のそれぞれの過程に市民が主体的に関わることをいいます。
- (3) 協働 市民と市が対等の立場で能力を分かち合い共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことをいいます。

【考え方】

①「市民」の定義中のそれぞれの「者」には個人、団体、事業者を含みます。

第2章 基本理念

(基本理念)

第3条 市民と市は、主権者である市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的、自立的に運営される市政を目指します。そのため、市は市民の知る権利を最大限保障し、参加と協働を推進します。

【考え方】

第3章 参加と協働

【考え方】

①この章は、「市民」を主語とした条と「市」を主語とした条とを「参加と協働」の題名でくくりに、一つの章としました。

第1節 参加と協働

(市政に参加する権利)

第4条 市民は、年齢、性別に関わりなく自らの意思を市政に反映させるため、市政に参加する権利を有します。

【考え方】

①第2(1)の「市民」の定義の中には、未成年者も含まれますが、特に子どもの意見表明権等、参加の保障を明確にしました。

(参加と協働における市民の責務)

第5条 市民は、市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、参加と協働に積極的に取り組むように努めます。また、参加と協働にあたっては自らの言動に責任をもつように努めます。

2 市民は、参加または協働をしないことによって不利益な扱いを受けることはありません。

【考え方】

①参加と協働を保障した規定に対応するため、市民の責務をこの条で規定しました。

(参加と協働の推進)

第6条 市は、第4条に定める市政に参加する権利を保障するため、次の各号に掲げる政策の立案、実施および評価のそれぞれの過程における参加と協働を推進します。

- (1) 市の基本構想・基本的事項を定める計画およびそれらの実施計画の策定
- (2) 各基本条例および市民の義務や権利の制限におよぶ条例の制定改廃
- (3) 市民生活や地域に大きな影響をおよぼす施策、制度などの導入
- (4) 大規模あるいは重要な施設の設置計画とその利用、運営方針の策定

【考え方】

①「政策」の中には、施策、事業も含まれると考え、それぞれの段階での参加を意味します。

②基本的事項：中長期計画・行政改革・財政プラン・年次予算などをいいます。

③協働の仕組み

まちづくりは、市民の市政および地域コミュニティ活動への参加と協働で進められ、地域コミュニティは協働の基本的な担い手となります。

(参加と協働の方法)

第7条 市は、前条に定める参加の推進にあたり、次の各号に掲げるいずれかの方法により進めます。

- (1) 市の附属機関あるいはこれに準ずる組織への委員としての参加
- (2) 公聴会、説明会、懇談会などへの参加
- (3) 個別の施策や課題についての集団検討会などへの参加
- (4) 素案に対する市民の意見を考慮するパブリックコメントへの参加
- (5) アンケート調査、ヒアリングなどへの意見表明
- (6) その他参加にあたって必要と認める方法

2 市は、前条に定める協働の推進にあたり、市民活動団体、地域コミュニティなどとの連携により進めます。

【考え方】

①集団検討会とは、ワークショップ・サロン・検討会などの名称の違いを問わず、市主催で市民同士が自主的・主体的に検討する場をいいます。

②『市長への手紙』は、その内容が苦情や意見であり、一種の参加の形態であることから、考え方として(5)に含みます。

③地域コミュニティとは、地域において、課題解決のため市民が連帯し合う、組織や団体を含む多様な結びつきをいいます。(組織や団体としては、自治会・町内会・集合住宅の管理組合・子ども会・老人会・商店会・防災会などが考えられます。)

④未成年者については、年齢にふさわしい参加の方法や仕組みを用意する必要があります。

⑤第1項に(1)から(5)以外の方法がある場合を想定し、(6)を追加しました。

(協働のための基盤整備)

第8条 市は、協働の推進にあたり、多様で開かれた場や機会の創設、拡大など協働のための基盤整備に努めるとともに、市民活動団体、地域コミュニティに対して、その自主性を尊重しつつ、必要な支援を行うものとします。

2 市は、地域の公共施設およびその機能の地域コミュニティづくりへの活用を積極的に進めます。

【考え方】

- ①地域コミュニティに対しては、その活動を保障するよう基盤を整備するなど、必要なことを規定しました。
- ②協働の推進にあたっては、市民活動センターを積極的に活用します。

(地域コミュニティ)

第9条 市民は、地域福祉の増進、子どもの健やかな成長など地域の課題を地域で解決し、安全で安心して暮せるきずなのあるまちを目指し、地域コミュニティづくりに努めます。

【考え方】

- ①諸施策の実施段階において、協働の取組みがなされる場合、その担い手は NPO などを含む市民活動団体あるいは地域コミュニティが中心となります。その点で、現在市で進められている「市民活動センター」の役割の発展と運営における市民との連携は、今後きわめて重要性を増すと思われる、同時に、現在市民が利用している公民館・地域センターなどの公共施設について、協働を担いうる自治意識を持った市民を育てる学習・教育の場として、政策的にあり方を検討する必要があります。
- ②子どもが健やかに育つため、地域コミュニティの中で積極的な活動を行っていくことが重要であり、「子どもの健やかな成長」を明記しました。

第2節 住民投票

(住民投票)

第10条 市は、市政に関する重要事項について、広く市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

【考え方】

①本条第1項においては、地方自治法第74条等の規定に基づいて、市が住民投票を実施することができることを明記しました。

○地方自治法第74条第1項 選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。

○地方自治法第74条第3項 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し（以下略）

②地方自治法第112条（議員の議案提出権）

○第1項 議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。

○第2項 議案を提出するにあたっては、議員の定数の12分の1以上の賛成がなければならない。

③地方自治法第149条（担当事務）

○第1項 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

1号 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

④市が実施する住民投票は、「諮問型」としました。

⑤住民投票実施例

* 卷町（新潟県）	平 8.8.4	原発建設	反対 61%
* 沖縄県	平 8.9.8	基地整理統合	賛成 89%
* 御嵩町（岐阜県）	平 9.6.22	産廃施設建設	反対 80%
* 名護市（沖縄県）	平 9.12.21	基地建設	反対 52%
* 徳島市（徳島県）	平 12.1.23	可動堰建設	反対 90%

第3節 自治推進市民委員会

(自治推進市民委員会)

第11条 市は、この条例による自治の推進を図るため、国分寺市自治推進市民委員会（以下本条において「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、この条例の運用および改正などに関する事項について審議し、執行機関および議会に対し建議することができます。

3 執行機関および議会は、委員会の建議を尊重しなければなりません。

4 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

(1) 公募により選出された市民 12人以内

(2) 識見を有する者 3人以内

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理します。

- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。
- 9 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となります。
- 10 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができません。
- 11 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによります。
- 12 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定めます。

【考え方】

- ①この条例案は、市の機関である各執行機関及び議会の運営の基本について定めており、委員会がこれらの機関に建議することができることとなっていることから、これらの機関を含む市が設置するものとしました。ただし、地方自治法上は、附属機関は執行機関のみに置くことができるものとなっていますので、法的な性格としては市の機関としての市長の附属機関となります。
- ②委員会は、この条例による自治の推進状況を継続的に確認し、市民からの問題提起も含めて、問題、課題があれば、その解決方策を立案し、執行機関および議会に対し建議をする常設の機関です。
- ③この委員会の性格は、上記②の任務をもつ市民を中心とした組織であって、条文には明文化していませんが、執行機関および議会の諮問を受けて答申をするだけではなく、「市民の側」に立って、この条例の運用を見守り、必要の都度、この条例の改正の必要性を含めて、建議をする役割が求められています。
- ④委員会の運営については、透明性を保つように努めるものとし、委員の選任方法、審議の状況、審議の結果については、これを公表するものとします。
- ⑤この条例の運用に関し、市民からの要望や訴えに対して、委員会が適切に対応することは当然であります。市政に関する市民の一般的な苦情の処理については、別に定められているオンブズパーソン制度等を活用するものとします。
- ⑥組織に関してはここで規定し、運営に関してはこの委員会の自主性を重んじ、委員会が別に定めることにしました。

第4章 情報の共有

(情報公開・情報共有)

- 第12条 市民は、市政に関する情報について、市から提供を受け、または自ら取得する権利を有します。
- 2 市は、市政への市民の参加と協働を推進するため、市民に対し市が保有する情報を積極的にかつ、迅速に、わかりやすく公開し、提供するなど市民との情報の共有を実現しなければなりません。

【考え方】

- ①市民主権を基本とした市政運営を実現するには、市政への市民の参加と協働が不可欠であり、その前提条件が情報の共有です。
- ②市は、情報の共有の重要性を認識して、市政に関する情報を、積極的に、かつ、迅速に、わかりやすく公開・提供する必要があります。
- ③第2項は、第3条の基本理念を受けて「知る権利」の保障について具体的に明記しました。

(説明責任)

第13条 市は、政策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果および手続等を市民に明らかにし、わかりやすく説明する責任があります。

【考え方】

- ①市は、政策の立案から決定、実施に至るまで、その諸活動について透明性を確保するため、市民の知る権利に対応して市民に対して説明する責任を果たす必要があります。
- ②第6条の「参加と協働の推進」の前提となるのは情報の共有であり、この条では市は政策の立案等の過程において、市民に対してわかりやすく説明する責任があることを明記しました。

(個人情報の保護)

第14条 市は、個人の権利および利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、保管および利用について、必要な措置を講じなければなりません。

- 2 市民は、別に条例の定めるところにより、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除および利用中止を求める権利を有します。
- 3 市は、市が保有する個人情報の不適切な取扱いにより個人の権利および利益が侵害されたときは、速やかにその状況および原因を究明するとともに、必要な措置を講じなければなりません。

【考え方】

- ①個人情報保護条例にすべて規定されていますが、基本的事項はあえてこの条例にも規定することとしました。
- ②個人情報の開示、訂正、削除および利用中止請求の権利の具体的な内容については、個人情報保護条例で具体的に定めることとするため、その旨を規定することとしました。
- ③事務を執行するにあたって取り扱う個人情報は、その事務の目的を達成するために必要最低限の範囲とし、収集、利用、廃棄に至るまで適正に管理しなければならないことを明記しました。
- ④市民は、個人の尊厳を守るため、市が保有する個人情報について自己情報の流れを本人の側からコントロールする権利を有します。

○個人情報保護条例第3条

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、その所属職員に対して、個人情報の収集、保管及び利用(以下「個人情報の取扱い」という。)に関する教育及び研修を行い、この条例の周知及び啓発に努めなければならない。
- 3 実施機関の職員は、個人情報を取り扱うに当たっては、この条例の規定を遵守するとともに職務上知り得た個人情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。(平成17年3月一部改正)

第5章 議会の役割と責務

(議会の責務)

第15条 議会は、市民の負託に応え、その機能を十分に果たすため、効率的な議会運営に努めるとともに、この条例の基本理念に基づいて、参加と協働を推進しなければなりません。

【考え方】

- ①市民の市政への参加と協働の例としては、議員立法する際に、ワークショップや公聴会を開くなどの手法により、広く市民の声を聞くことなどが挙げられます。
- ②事務局は、議会が議事機関として、その機能を十分に果たすために必要な調査、資料の収集等を行うとともに、情報の公表についても積極的に行うよう努める必要があります。

(情報の共有)

第16条 議会は、その保有する情報を市民に迅速、かつ適切に公開し、提供するなど開かれた議会運営に努め、市民との情報の共有を進めなければなりません。

【考え方】

- ①「適切に」としたのは、CATVによる中継をはじめとした議会速報の発行、会議録音テープの有料頒布など、多様な形態による情報公開・提供を含むことを意味します。

(議員の責務)

第17条 議員は、市民の代表として誠実に職務を遂行するとともに、その内容について市民へ説明する責任を十分に果たさなければなりません。

【考え方】

- ①議会だよりやホームページはもとより、議員個々においてもその活動内容を全市民を対象に積極的に情報発信する必要があります。
- ②その内容とは、議決に際しての賛否の理由などがあります。

第6章 執行機関の役割と責務

(組織編成)

第18条 執行機関は、市政運営が迅速、かつ効果的に行われるよう、市民にわかりやすい組織を編成しなければなりません。

【考え方】

- ①「迅速かつ効果的に行われるよう、組織を編成しなければなりません」には、「常に成果を評価し、より効果的な執行体制のために見直しをする」という意味を含みます。
- ②執行機関：普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員など、それぞれ独自の執行権限をもち、担任する事務の管理、執行にあたって自ら決定し、表示しうる機関とされています。(地方自治法第138条の2、第138条の3)

(市長の責務)

第 19 条 市長は、この条例の基本理念および市政運営の原則を遵守して市政を推進し、市民の信託に応えなければなりません。

2 市長は、前項の規定に基づいて市政を運営するにあたっては、職員の育成を図り、効果的に行わなければなりません。

【考え方】

①市長は市民からの信託だけでなく、職員の信頼を得、お互いに信頼関係を築いて市政運営にあたるべきであるとの意見もあります。

(市長等の就任時の宣誓)

第 20 条 市長は、就任にあたっては、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例の基本理念の実現と地方主権の確立のため、公正、かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければなりません。

2 前項の規定は、助役、収入役および教育長の就任について準用します。

【考え方】

①市長の在任期間について論議がありましたが、市長の意思によることとし、あえて規定しないこととしました。

②職員のサービスの宣誓と同様に、宣誓書の文中に「主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。」を表記するようにします。

③教育長は特別職ではありませんが、ここでは市長の規定に準ずることとしました。

(行政委員会)

第 21 条 行政委員会は、その機能を十分に果たすとともに、この条例の基本理念に基づいて運営されなければなりません。

2 行政委員会の委員の選任にあたっては、市民参加を考慮し、公平性、透明性の確保に努めなければなりません。

【考え方】

①「行政委員会の委員選任にあたっては、市長の諮問機関として審議会を設け、透明性を高める」ことについては、市長の選任権を侵すおそれがあるので、規定しません。

②委員の選任については、本条の内容で検討会での議論の内容をすべて網羅できると考えます。

③情報公開についての条項は、「第4章 情報の共有」で全て網羅できるので、ここでは規定しません。

④行政委員会：市町村の執行機関として、法律の定めるところにより置かれた委員会、委員であって、国分寺市には教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会が置かれています。(地方自治法第 138 条の 4、180 条の 5)

(教育委員会)

第 22 条 教育委員会は、児童、生徒をはじめすべての市民に対する教育環境の充実を図るとともに、教育、文化の発展に寄与するよう努めなければなりません。

【考え方】

①教育問題は非常に重要であり、広く市民に関係があるので、特に本条を設けました。

(附属機関等の委員の選任)

第23条 附属機関等の委員は原則として市民から公募した委員を加えるものとし、その選任にあたっては、公平性、透明性の確保に努めなければなりません。

【考え方】

- ①識見を有する者の選出についても透明性をもたせる必要があります。
- ②「公募した委員を加える」という部分については、「第7条 参加と協働の方法」と、条例の中で重複することになりますが、あえて規定しました。
- ③附属機関：市町村の執行機関に、法令又は条例の規定によって置かれ、調停、審査、審議、調査等を行う機関をいいます。(地方自治法第138条の4、202条の3)
- ④委員の構成および選任については、「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取り扱いについて(通達)」に考え方が述べられています。
 - 1 委員の構成については、設置目的等に沿った選出区分ごとの委員枠設定をするとともに全体構成員についても適切な人員とすること。
 - 2 委員の構成については、様々な立場にある市民の意見が審議に反映でき、かつ公正を確保し得る委員構成とすること。
 - 3 市民を委員へ登用する場合は、一定数の委員を公募すること。なお、委員の公募にあたっては、応募動機についての評価や抽選等により、公平・公正に委員を決定すること。
 - 4 附属機関の機能は執行機関の一部であり、議決機関の構成員である議員は、法令に規定がある場合又は特に必要がある場合を除き、議会の意思を尊重し、基本的に委員としないこと。
 - 5 主として外部の委員を構成員とする附属機関の性格を踏まえ、執行機関の職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。
 - 6 両性の意見が審議等に反映されるよう、男性委員及び女性委員の構成割合は、それぞれ全委員の3割以上になるよう努めること。
 - 7 委員は年齢満20歳以上の者から選任すること。ただし、特に必要がある場合はこの限りではない。
 - 8 特に専門的知識を必要とする場合等を除き、同一人を複数の附属機関の委員に任用することは避けるよう努めること。
 - 9 社会経済情勢の動向等に的確に対応するためにも、委員の新陳代謝を図っていくこと。したがって、委員の在任期間は、当該附属機関について原則として通算8年を超えないこと。

(職員の責務)

第24条 職員は全体の奉仕者であることを自覚し、この条例の基本理念および市政運営の原則に基づいて職務を公正かつ誠実に執行し、能力の向上に努めなければなりません。

【考え方】

- ①「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」(地方公務員法 第30条)
- ②この条でいう職員は、地方公務員法第3条第2項に定める一般職の職員、「嘱託職員の採用、服務、勤務時間、報酬等に関する規則」に定める嘱託職員および「臨時職員の任用に関する規程」に定める臨時職員をいいます。
- ③法務能力の向上は、条文中の能力の向上に含まれるので、明文化しません。
- ④「全体の奉仕者」は、中学校「社会」の教科書にも記述があり、学習されています。

第7章 市政運営の原則

(市政運営の原則)

第25条 市は、総合的、かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想およびこれを具体化するための計画をこの条例の基本理念に基づいて策定、実施するとともに、新たな課題に対応できるよう常に見直しをしなければなりません。

【考え方】

- ①具体化するための計画とは、長期総合計画等を意味します。
- ②個々の計画を策定する時は、基本計画との整合性に配慮し、計画相互の体系化に努めなければなりません。

(意見、要望、苦情などへの対応)

第26条 市は、市民からの意見、要望、苦情の申し立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、責任をもって応答します。

【考え方】

- ①市民から寄せられる意見、要望、苦情に対して、担当部署が迅速に応答することは当然のことではありますが、担当部署との間で解決できないような苦情の申し立てや不利益救済については、オンブズパーソン制度で対応します。なお、オンブズパーソン制度は、今後体制や役割の拡充、強化を図る必要があります。
- ②「責任をもって応答します。」の中には、意見、要望、苦情等に対する説明責任を含みます。

(公益の損失の防止)

第27条 市は、行政運営上の違法な行為による公益の損失を防止し、市政に対する市民の信頼を確保するため、必要な措置を講じなければなりません。

【考え方】

- ①公益通報者保護法（平成16年6月18日法律第122号）が公布され（現在のところ施行はされていません。）、市の職員においても、法の目的を踏まえた検討を行っています。

(財政運営)

第28条 市は、予算の編成および執行にあたっては、基本的事項を定める計画および実施計画に基づくとともに、行政評価の結果を考慮するなど健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市は、財政運営に関し、予算の執行、決算および財産管理の状況その他財政に関する状況について、市民が具体的に内容を把握できるよう十分な情報をわかりやすく公表しなければなりません。

【考え方】

- ①財政状況に関し、予算の執行および決算について、また財産管理の状況については、適正、かつ市民にわかりやすい形で公表することを原則としました。
- ②予算、決算および財政状況の公表については、地方自治法の第219条第2項、第233条第6項、第243条の3にそれぞれ規定されています。
 - 第219条第2項 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちにこれを都道府県にあっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。
 - 第233条第6項 普通地方公共団体の長は、決算をその認定に関する議会の議決及び第3項の規定による監査委員の意見と併せて、都道府県にあっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。
 - 第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

(行政評価)

第29条 市は、効果的、かつ効率的な市政運営を行うため、定期的に行政評価を行い、この結果を公表するとともに、政策の立案および実施、予算および組織の編成等に反映させなければなりません。

【考え方】

- ①市政運営を行ううえでの重点目標については、個別計画等に盛り込まれるべきものであるため、ここで細かく規定せず、趣旨を前文に反映させました。

(対外関係)

- 第30条 市は、自治体に共通する課題の解決を図るため、他の自治体との連携、協調、交流に努めなければなりません。
- 2 市は、市と都、市と国との関係が対等、かつ協力の関係にあることを踏まえ、それぞれの役割について相互理解と連携に努めなければなりません。
 - 3 市は、国際交流の推進と市民の国際交流活動に対する支援に努めるものとします。

【考え方】

- ①効率的な市政運営を行うため、近隣自治体等と連携して、広域行政を推進すべきことを明記しておく必要があります。
- ②都、国との関係が対等であることを前提としたうえで、相互に協力、連携すべきことを明記しておく必要があります。
- ③地域の外国人と自然な形で交流することが大切であり、こうした市民の交流活動を市は支援すべきことを明記しました。

第8章 最高規範

(最高規範)

第31条 この条例は、市の定める最高規範とします。

- 2 市は、条例、規則などを制定し、改廃するにあたっては、この条例の基本理念を尊重しなければなりません。
- 3 市は、法令を解釈し、運用するにあたっては、この条例の基本理念に照らして、主体的に判断するように努めなければなりません。

【考え方】

- ①この条例の最高規範性を明示するとともに、この条例の規定に抵触する条例、規則等の規定は、速やかに改正すべきであることを明記しておく必要があります。
- ②市民と市は、この条例の施行後、この条例が国分寺市にふさわしいものであり続けているかどうかを常に検討して（自治推進市民委員会の役割のひとつと考えられる。）、改正する必要があると判断したときは、速やかにその手続きをしなければなりません。
- ③この条例の改正手続きについて、憲法第96条に規定するような厳格な手続き（各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と国民投票）を必要とするかどうかについては、議論が分かれるところですが、上記②にあるように、改正する必要があると判断したときは速やかに改正するという趣旨からは、厳格な改正手続きよりも通常の改正手続きが適当であるとしました。
- ④この条例の改正については、第2項の規定を基にこの条例の基本理念を尊重して、手続きを進めることとなります。

第9章 委任

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して〇月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行します。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する条例、規則などが、この条例の基本理念に反すると認めるときは、速やかに必要な措置を講じなければなりません。

おわりに

2年8か月の検討期間は長丁場であり、しかも合同検討会は月3回のペースで進められ、ときには激論も交え熱心に検討してきました。さらにこの間をぬって世話人会、中間報告小委員会、条文化小委員会と会議が加わりましたので、検討会に参加した市民ならびに職員のこれらに投入したエネルギーは極めて大きなものでした。この中で、市民と職員との率直で真摯な意見交換ができたことは大きな収穫であり、今後の市政にとって大きな財産となるでしょう。

またこの間、縁の下の力持ちとして、合同検討会の円滑な運営に果たした事務局の役割も忘れることはできません。改めて謝意を表したいと思います。

本合同検討会は、条例素案提出後の市長や議会の検討・審議の推移を見守るため、解散せずしばらく存続することになります。

最後に、熱心に検討に加わり途中でお亡くなりになったお2人の市民の方の墓前に、この報告書を捧げたいと存じます。



国分寺市自治基本条例合同検討会名簿

自治基本条例市民検討会

五十音順

氏名	氏名	氏名
○内田文子	真藤竹男	永久嘉祐
○小林克彦	鈴木興造	◎○根本正夫
小宮昭子	鈴木千恵子	☆○◇芳賀希夫
○佐川徹二	○田口精一	藤田治良
佐々木フミ子	徳永治美	○◇◆水町治
◎○佐藤茉莉子	○富田潔	◇◆龍神瑞穂

国分寺市自治基本条例検討委員会

氏名	所属
◇◆鈴木倫臣	政策部財政課
◇◆増田雄二	総務部情報システム課
清水顕一	市民生活部市民課庶務係長
◇木村ゆう子	福祉保健部生活福祉課庶務係
☆一ッ柳浩	福祉保健部介護保険課給付管理係長
村越真紀	福祉保健部子育て支援課もとまち児童館
本望慎一	福祉保健部高齢者相談室
田中正英	都市建設部緑と水と公園課公園係
中村秀雄	都市建設部都市計画課都市計画担当係長
小島広子	都市建設部都市計画課
◎田村智香	教育部学務課学務係
○林和夫	教育部光公民館事業係長
○有吉太朗	教育部図書館光図書館
遠藤剛史	政策部政策経営課政策経営担当係長(17.4.1から事務局)

※ ☆代表(委員長) ◎副代表(副委員長) ○世話人 ◇小委員会委員 ◆条文化小委員会委員

事務局 政策部政策経営課

【国分寺市自治基本条例素案報告書】

発行日 平成 17 年 4 月 22 日
発 行 国分寺市自治基本条例合同検討会
【国分寺市自治基本条例市民検討会（市民）】
【国分寺市自治基本条例検討委員会（職員）】
事務局 国分寺市政策部政策経営課